前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号イ(2)	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号イ(6)	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号ロ(2)	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号ロ(3)	第七十条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第一号イ	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十九条の七第三項第一号ロ(1)	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第四項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第四項第一号ロ(1)	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
第二十九条の七第五項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第十二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「この項及び次条」を「この項、次条及び附則第十四条」に改める。

附則第十三条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の見出し中「市町村」を「都道府県」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「市町村（退職被保険者等所属市町村」を「都道府県（退職被保険者等所属都道府県」に、「及び第四条の二」を「、第四条の二、第九条から第十一条まで、第十九条及び第二十条」に改め、同項の表を次のように改める。

第二条第一項	第七十条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
第二条第一項第二号	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び後期高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）
第四条第二項第二号イ	及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第四条の二第一項第二号	第二条第一項第二号	附則第十四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項第二号
第九条第二項第一号ホ	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
第九条第二項第二号イ	同条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
	後期高齢者支援金及び	後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに
第九条第二項第二号ハ及びホ	後期高齢者支援金及び	後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに
第九条第二項第二号ヌ	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
第十条第二項第一号	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第十条第二項第二号イ	第七十条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第十条第二項第二号ロ及びハ	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第十条第二項第二号ニ	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第十条第二項第二号ホ	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第十一条第二項第二号イ	第七十条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項